

# 令和4年度 事業計画

～ 住民の誰もが安全で安心して  
暮らせるあたたかい福祉のまちづくり ～

## 《基本方針》

超高齢社会や少子化、人口減少などの社会情勢に加え、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症のまん延は、市民の価値観や生活様式に大きな影響を及ぼし、新しい暮らしの形を余儀なくされる一方、地域住民のつながりが弱まり、支え合い機能が低下しています。

地域住民の抱える生活課題は、認知症高齢者の増加や虐待、買物難民など様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、併せて、経済的課題が加わり今まで以上に深刻化し、これまでの福祉施策や公的支援だけでは対応が困難なケースが顕著化してきています。

地域活動においても縮小・中止を余儀なくされるなど従来の活動も影響を受け、あらゆる社会状況にも対応できる工夫をこらした地域活動の展開が求められています。

このような地域社会の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、住民自らが身近な圏域で主体的に地域福祉課題を把握し、制度や分野ごとの関係を越え、多様な主体と連携して課題解決を試みることのできる持続可能な地域づくりを進めることが重要です。

本会としても、生活困窮者自立支援事業や介護保険事業、障害者総合支援事業などの各事業を総合的に捉え、生活支援・総合相談センターほっとや地域包括支援センターと行政、専門機関が担当部門を越えて連携し、複雑化する住民の深刻な生活課題の解決に向けた包括的な総合相談支援体制の整備を推進していくとともに、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア・NPO等関係組織と幅広い連携・協働の場づくりを図っていきます。

そして、あったかふれあいセンター事業などにより、潜在化する地域課題を的確に発見把握し、地区社協や公民館などの住民の生活圏域内での既存の組織や取組を活用した、地域のつながりの再構築を図り、その課題解決に向けた地域福祉活動の支援・強化に取り組んでいきます。

地域のつながりの再構築においては、ボランティアの存在が不可欠であり、ボランティアセンターの役割も重要であります。そのためにも、市民の誰もがあたり前のように活動に関われるボランティアセンターとしての機能強化を行い、地域でのボランティア活動の担い手の育成と活動支援の強化に努めていきます。加えて、頻発する風水害や迫る南海トラフ地震に備え、日頃から災害ボランティアセンターが迅速にその役割が発揮できるよう取り組んでいきます。

そして、本会が住民ニーズに立脚した地域福祉活動を推進し、市民に信頼される持続可能な組織であるためには、法人運営の適正化と組織の機能強化、人材育成は必要不可欠であります。そのため各事業の執行にあたっては、令和4年度業務改善計画を着実に実行するとともに、常にコスト意識を持ち、事業のあり方や福祉資源の開発などを精査・検証し、「協働の中核」を担う社協ならではの役割を発揮できる体制の構築を図っていきます。

# 1. 『社会福祉協議会組織の充実強化』

## 【目標】

社会的責任をもつ社会福祉法人として、適切な運営組織体制のもとで、職員が安心して働ける環境づくりに努め、人が人にサービスを提供する対人援助を事業展開の基本とした職場として、「住民から信頼される開かれた組織づくり」を目指します。

## 【重点目標】

### I. 業務改善計画による進捗状況管理

策定された業務改善計画を基に、既存の事務事業の見直しや評価を定期的実施し、その取組等を通じて、人材育成・意識改革・組織力強化を図ります。

### II. 適切な財務管理

会計基準や経理規程などに則った、適切な経理処理や財務諸表の作成。経理事務等のチェック機能を強化し事故防止のための体制を整備します。

### III. 労務管理の充実と業務の効率化・経費削減

就業規程などの充実を図るとともに、グループウェアを導入して業務の効率化を行います。

### IV. 財務諸表や事業内容の情報公開

広報紙やHPなどにより情報を発信し、住民に対しての情報提供・説明責任を図ります。

## 【実施事業】

### (1) 事務局体制の充実・強化

①組織の統制機能等の強化、事業経費や財政の見直しを図ります。また、令和3年2月策定の業務改善計画を基に、計画の進捗状況を職員自らが定期的に検証し、その過程のなかで職員の意識改革・意思統一をすすめ、社協の存在意義を地域社会にアピールするとともに、地域住民や行政等に対する説明責任を果たします。

②地域に関われた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、適正な情報公開に努めます。

### (2) 組織的事業実施と職員研修の実施

①部署を越えた職員間・部署間の情報共有による各事業のスムーズな実施を図ります。

②人材育成を念頭に定期的な専門的研修会・勉強会を職員自らが協議検討し実施します。

③職員が社協職員としての自覚を持ち、自己研鑽を重ねながら専門性を高め、職員同士が互いの役割を認識しあえる環境をつくり、チャレンジ精神を持った事業の遂行に努めます。

(3) 理事会・監事・評議員会機能の充実

- ①役員（理事・監事）・評議員を対象とした専門的研修会・勉強会を実施します。
- ②理事・評議員の定数の適正化を図ります。
- ③定期的に正副会長会を開催します。

(4) 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進

①「地域共存社会の実現」に向けた、社会福祉法人の役割を鑑み、地域内社会福祉法人の協働により、既存の制度では対応が困難な福祉ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携を意識しながら課題解決に繋がる体制づくりに取り組みます。

②須崎市社会福祉法人連絡会（仮）の設立

ア、公益的な取組についての意見交換や協議をし、連携のきっかけをつくる場の設定をします。

イ、地域の福祉ニーズと社会資源（人、モノ、資金等）とのマッチング・コーディネート  
の積極的推進を図ります。

(5) 共同募金への協力と活性化

- ①計画募金としての性格から、地域住民の合意に基づいた募金活動を展開します。
- ②地域住民やボランティア団体等の活動財源として募金運動の活性化を図ります。

## 『 地域福祉活動推進 』

### 【目標】

地域のさまざまな課題に対して、社協職員としてコロナ禍でも活動できることを考えていき、地域の協力者となる民生委員・児童委員、福祉委員、地区社協、ボランティア、専門機関等と支援強化にむけて、公民館や関係機関等とともに話し合いの場をつくり「誰もが安心して暮らすことができる地域活動づくり」を目指します。

### 【重点目標】

#### I. 住民主体の地域福祉活動の推進強化

地域福祉活動計画を踏まえ、地区社協において、地域福祉活動を自分たちのことと捉えて地域で「何が必要」で「何を誰ができるか」を自ら考えて協議していける仕組みづくりを行います。

#### II. ボランティア人材の育成とボランティア活動の強化

地域福祉活動に必要な不可欠なボランティア活動組織の育成のため、養成講座や学習会を開催します。住民ボランティアの発掘とボランティア組織の構築を目指します。

### 【実施事業】

#### (1) 地区社協の活動の推進と地域福祉活動計画（アクションプラン）

##### ① 須崎市地域福祉計画（地域福祉活動計画）

ア 第三次須崎市地域福祉計画と須崎市地域福祉活動計画の一体的な評価、見直しを行います。

イ 地域の特性を生かし策定されたアクションプランの進捗状況の確認を定期的に行い地域での具体的な福祉活動を進めていきます。

##### ② 地区社会福祉協議会（地区社協）の整備と活動支援

地区社協（8地区）整備と小地域福祉活動の支援、未組織地域の組織化に向けた取り組みを行います。

#### (2) ボランティアの育成事業の推進

##### ① 須崎市ボランティアセンターの設置及び活動の推進

② ボランティア活動や福祉活動に関心のある方々を、地域福祉の担い手育成支援（養成講座の開催、活動のPR強化）

##### ③ ボランティア団体やNPO団体等との連携と育成支援

##### ④ 災害ボランティアセンターの設置、運営体制づくりの推進

#### (3) あったかふれあいセンター事業（まちなかサロン）の実施。【市受託事業】

【目標】 ～誰もが気軽に集える、地域の居場所づくりを目指して～

##### ① 地域の福祉拠点としてのサロン機能の充実。

- ア、高齢者のフレイル予防
  - イ、ボランティアの活動の場づくり
  - ウ、防災を通して多世代交流ができるイベントの企画
  - エ、買い物困難な方の支援（予約送迎）を通して外出支援からサロンへの参加者を増やす。
- ② サロンの活用と内容の充実を図るための運営推進会議の開催

(4) 福祉教育の充実。

- ① 小、中、高等学校福祉活動推進校の支援活動（全14校）
- ② 小、中、高等学校の生徒を対象に、福祉体験学習の支援、協力。
- ③ 市民を対象としたわかりやすい福祉活動のPR

(5) 福祉関係諸団体との連絡調整

- ① 各福祉団体の事務局担当と連携。
  - ア、須崎市民生委員児童委員協議会
  - イ、須崎市老人クラブ連合会
  - ウ、須崎市身体障害者連合会
  - エ、須崎市ボランティア連絡協議会（仮）
  - オ、各地区社会福祉協議会

(6) 社会参加事業の充実

- ① 障害者地域支え合い事業の実施【市受託事業】
- ② 須崎市地域生活支援事業【市受託事業】
  - ア、生活訓練等事業（料理教室など）
  - イ、社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーション開催）
- ③ 一人暮らし高齢者へのふれあい給食サービス事業の支援
- ④ 小地域高齢者ふれあいの集い（地域の集い）の支援
- ⑤ 福祉用具等の貸出事業（車椅子、体験セットなど）
- ⑥ 健康づくり教室（命の貯蓄体操）支援
- ⑦ 子ども（地域）食堂に関する取組（開所や活動等の支援）

(7) 広報啓発活動の充実

- ① 広報誌「社協だより」の発行（年4回）
- ② 須崎市社協ホームページの運営。
  - 財務諸表、活動状況、経理状況、社協活動のPRなど情報発信の周知と組織運営の透明性を図ります。
- ③ 社会福祉大会の開催
  - 社会福祉大会を開催し、社協活動・地域福祉活動の公益的な取り組みに資する方法を協議し、市民への周知を図り多くの方が参加できる内容を企画します。

# 『須崎市生活支援・総合相談センター「ほっと」』

## 【目標】

地域住民の複合的な生活課題にワンストップ窓口としていち早く対応できるように、支援体制の充実を図ります。

また、地域の長所に目を向け資源の活用などで課題へのアプローチを行い、「住みなれた町で誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

## 【重点目標】

### I. ワンストップ窓口としての機能維持、強化

地域住民が迷うことなく安心して相談できる窓口として機能するよう相談体制の充実を図ります。また、誰もが知っていて気軽に相談できる窓口になるように周知を徹底していきます。

### II. 関係機関との連携拡充による支援の充実

関係機関との連携をより密に、より拡充して、相談者のたらい回しの防止に努めます。また、制度や各種窓口など社会資源を把握することで支援の充実を図ります。

### III. 相談センターの資質維持、向上

相談支援員が個々に身につけてきた力を支援に存分に発揮できるよう、多様な課題への気付きの向上として各種研修会など学びの機会へ積極的に参加します。また、相談センター内での情報共有や業務マニュアルの活用で、知識の平準化と技能の向上を目指します。

## 【実施事業】

### (1) 生活困窮者自立支援事業【市受託事業】

生活保護に至る前の段階の生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対して早期の自立支援を行い、生活困窮状態からの脱却を支援します。

#### ① 自立相談支援事業

就労支援や制度、社会資源の情報提供を行い、個々に合った支援計画を作成し、自立に向けて相談支援を実施します。

#### ② 就労準備支援事業

就労に向けた準備として基本的な知識獲得や能力形成を目的とし、就労に向けた意識を高める支援を実施します。

#### ③ 家計改善支援事業

課題を抱える世帯へ経済的な支援として、家計状況見直しや債務整理の情報提供等を行い、相談者自らが家計を管理できる力を身につけ、早期の生活再生につながる支援を実施します。

(2) 障害者指定相談支援事業所の運営【市受託事業】

相談支援専門員を配置し、障害者・児（精神・身体・知的・難病など）を対象とした福祉サービス利用計画書の作成ならびに日常生活における相談や生活支援を実施します。

(3) 日常生活自立支援事業【高知県社協受託事業】

判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理など日常生活に必要なことについて、相談援助活動を行います。

(4) 生活福祉資金貸付事業【高知県社協受託事業】

低所得、障害者、高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと相談支援を行い、経済的自立と生活意欲の向上、社会参加促進の支援を行います。

(5) その他の業務

- ①須崎市障害者自立支援協議会、個別ケア会議、担当者会議などへの参加。
- ②専門的職員研修会への参加。
- ③一時的に食事に困っている方への食糧品提供（おすそわけソーコ）実施。

# 『 須崎市地域包括支援センター 』

## 【目 標】

高齢者の「医療」「介護」「生活支援」「介護予防」「すまい」について包括的及び継続的な支援を行う「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者が住み慣れた地域で、人とつながり、地域につながり、尊厳を持って自分らしく生活できる、地域共生社会に向けた地域づくりが地域包括支援センターの目的です。

そのため、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりの個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生、個別の課題から地域における生活課題を明らかにし、社会的孤立、社会参加の確保等、様々な高齢者の課題解決のため関係機関につなぐことのできる、高齢者福祉の“ワンストップサービスの拠点”を目指します。

## 【重点目標】

I. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

II. 地域による支えの仕組みづくり

III. 認知症高齢者（若年性認知症を含む）や家族の支援

## 【実施事業】

### （1）第1号介護予防支援事業

被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業に掲げる事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

### （2）総合相談・支援事業

被保険者宅の訪問や相談業務等を通して、心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行います。

### （3）権利擁護事業

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他被保険者の権利擁護のため必要な支援を行います。



(4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護保険給付等対象サービスの利用状況、その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行います。

また、介護支援専門員のネットワークを構築することで連携体制の構築を行います。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

(6) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置、早期診断・早期対応に向けた支援体制を早期に構築することができるよう必要な事業を行います。

認知症の容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要なサービスを受けることができるよう、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

(7) 地域ケア個別会議の開催

多職種の協働によるケアマネジメントの支援、個別課題への取組支援を通じた地域課題の把握に向け取組を進めます。個別ケースの検討により共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進につながるよう、須崎市と緊密に連携し、役割分担を行いながら、地域共生社会の実現を目指します。

(8) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行います。

# 『指定訪問介護事業所の運営』

## 【目標】

利用者が在宅で自立した日常生活を営めるよう、適切なサービス提供に努め「住み慣れた家庭で自分らしく暮らすことができる生活環境づくり」を目指します。

## 【重点目標】

### I. 適切な生活援助と総合的サービスの提供

利用者の心身の特徴を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助に努めるとともに、行政、地域の保健・医療・福祉サービス事業所等と密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めます。

### II. 衛生管理と職員のスキルアップ

サービス提供にあたって常にコロナウイルス感染症対策を含めた衛生管理に留意するとともに、職員の資質向上を図るための定期的な研修を実施します。

### III. 訪問介護事業所の適正経営

社会福祉協議会の事業所として、住民から信頼される公共性の高い経営を行うとともに、定期的な経営状況の把握と分析により、一定の採算性をもった効率的な経営を目指します。

## 【実施事業】

### (1) 指定訪問介護事業の運営体制の確立。

#### ①訪問介護事業

ア、介護保険事業（高齢者）

イ、障害者総合支援事業（障害者）

#### ②介護予防・日常生活支援総合事業

#### ③移動支援事業【市受託事業】

#### ④須崎市産前産後ヘルパー派遣事業【市受託事業】

#### ⑤須崎市養育支援ヘルパー派遣事業【市受託事業】

#### ⑥自費介護サービス事業【自主事業】

### (2) 訪問介護員資質向上研修の実施

各種研修会への積極的参加